

2018年9月4日

東京都知事 小池 百合子 殿

2019年度東京都予算に関する要望

東京都消費者団体連絡センター

代表委員

NPO 法人東京都地域婦人団体連盟

谷茂岡 正子

主婦連合会

木村 たま代

東京都地域消費者団体連絡会

西澤 澄江

新日本婦人の会東京都本部

根本 かおる

東京都生活協同組合連合会

秋山 純

大田区消費者団体連絡協議会

遠島 久美子

多摩のくらしを考えるコンシューマーズネットワーク

五十嵐ちづ子

事務局長

小浦 道子

日頃より消費者団体の活動にご理解とご協力を頂き、お礼申し上げます。

東京都におかれましては、都民の消費生活の安定と向上のために、消費者行政を始めとして、さまざまな分野での施策を積極的に展開・推進され、ご尽力されていますことに敬意を表します。

さて、東京都では、2018年度から5年間を計画期間とする「消費生活基本計画」を策定されました。計画では、悪質事業者の取り締まりの更なる強化、地域で高齢者を見守るネットワークの構築、「エシカル消費」の理解の促進など時代に即した政策がもり込まれており、着実に推進されることを期待いたします。その上で、安全・安心な消費生活が担保され、消費者の権利向上につながりますよう下記の通り要望をまとめました。要望が実現できる来年度予算の確保をよろしく願いいたします。

I 消費者行政の充実・強化について

1. 悪質な事業者への対応の強化をすすめてください。

(1) 東京都消費生活条例に基づく悪質事業者の取締りの更なる強化を求めます。

2017年度、都内の消費生活センター等に寄せられた高齢者の相談件数は3万件を超え、振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害が急増しています。また、民法の成年年齢が18歳に引き下げられたことから、未成年者取消権が適用されなくなり、若者の消費者被害の増加が懸念されます。高齢者、若者の消費者被害の拡大防止に向け、悪質業者への対応や若年者への消費者教育施策の強化をさらにすすめてください。

(2) 消費者被害から高齢者を見守る取組みを区市町村と連携してすすめてください。

2017年度東京の53区市町村の消費者行政調査活動（当連絡センターと東京都生活協同組合連合会消費者行政連絡会と共同実施）では、高齢者の見守りネットワーク（消費者安

全確保地域協議会)の設置済みは4自治体、予定があるのは2自治体でした。福祉部門や地域包括支援センターと連携している自治体もありますが、消費者行政担当者の負担が少なくない実態も見えてきました。東京都では、見守りネットワークを2024年度までに全区市町村で構築することとしています。そのためには、区市町村の実情に合わせ、人的、財政的な支援が必要と考えます。

2. 学校等における消費者教育を確実に推進してください。

成年年齢が18歳に引き下げられ、契約に関する消費者教育の重要性がますます高まってきました。高校生はもとより小・中学校における系統立てた消費者教育を推進してください。また、消費者教育の担い手の育成として「消費者問題マスター講座」を開催していますが、消費者に関係する法改正等もあることから、講座修了者へのフォローアップ講座が必要です。

3. リコール製品の周知方法を工夫してください。

リコール製品に起因する事故を防止するためには、リコール製品の回収が何より有効です。近隣の自治体では、地域と協力してリコール制度の理解を進めながら、リコール製品の回収に効果を上げています。先進事例を参考に実効性のある取組みを進めてください。

4. 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う消費生活相談員の任用に配慮してください。

2017年5月、地方公務員法・地方自治法の一部が改正され、消費生活相談員の多くは新たに会計年度任用職員という名称で任用され直すこととなります。会計年度任用職員はその任期を一会計年度内としています。専門的知識、技術、経験を有している消費生活相談員を継続して任用することは質の高い相談業務を維持し、消費者の安全・安心が確保されることに資すると考えます。この点を十分に配慮していただき法改正に伴う東京都の条例や規則の改正を行ってください。

5. センターオブセンターとしての東京都消費生活総合センターの機能強化を推進してください。

- (1) どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう相談体制の質の向上を引き続き図ってください。

消費生活相談員の研修事業の継続や、一人勤務体制の消費生活相談員への研修機会の充実、消費者行政担当職員の役割に見合った研修カリキュラムをすすめてください。

- (2) 多摩消費生活センターのさらなる機能発揮・活性化を求めます。

多摩消費生活センターが多摩地域の市町村と連携を密にし、地域特性を活かして、消費者・消費者団体とも協働し、さらに機能発揮し活性化するよう推進してください。

6. 東京都消費者月間事業の充実・発展と、消費者団体との協働や活動支援を推進してください。

- (1) 消費者意識の啓発、消費者団体相互の連携強化、消費者・事業者・行政の協働の推進のために、東京都消費者月間事業の果たしている役割は大きく、引き続きその充実と発展を推進してください。あわせて財政措置が減らされないことがないよう対応ください。

- (2) 「自ら考え行動する」消費者の育成や、消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう様々な取組を展開している消費者団体への活動支援や消費者団体との協働を進めてください。

7. 国による地方消費者行政への財政支援の継続を要請してください。

地方消費者行政の充実・強化のために、2019年度以降も地方消費者行政推進交付金と同等以上の財政措置が継続されるよう国に対して働きかけてください。

II 食の安全・安心確保について

1. 消費者の商品選択に資する表示を推進してください。

(1) 加工食品の原料原産地表示の徹底を図ってください。

全ての加工食品を対象とした原料原産地表示に関する食品表示基準の改正後、国の基準と整合性が取れるよう東京都の条例が一部改正されました。改正内容を消費者へ周知を図り事業者に対して丁寧な説明を行ってください。

(2) 単位価格表示（ユニットプライス）の充実と消費者へ周知してください。

単位価格表示は、東京都消費生活条例第18条でルール化されています。単位価格表示により、消費者が商品購入の際に、異なる量目間、ブランド間、あるいは店舗間の価格比較が容易になるものです。現状では、表示の文字が小さく、見過ごしてしまいそうになる、表示がない店舗があるなどの課題があります。単位価格表示の重要性について消費者、事業者に対して普及・啓発を進め、より充実した単位価格表示にしてください。

(3) 「機能性表示食品」も含めた健康食品については、消費者が適切な選択ができるよう、監視及び情報提供等の啓発を引き続きすすめてください。

2. 食品ロスを削減する取組みをすすめてください。

(1) 持続可能な方法で生産し、消費することが食品ロスの削減につながります。食品ロスの削減は東京都のごみ問題の改善にもつながることです。環境局、産業労働局、福祉保健局、生活文化局など関連する部署で連携し総合的に取り組んでください。

(2) 今年度から開始したフードパントリー設置事業は、現在フードバンク、フードドライブに取り組んでいるNPOや市民団体、区市町村など意見交換や調整を行い実現可能な取組みとなるよう進めてください。

3. 持続可能な都市農業の確保をすすめてください。

2017年度策定された東京農業振興プランでは、概ね10年後を見据えた都が目指す農業振興の方向と施策が展開されています。しかし、今年度、主要農産物種子法が廃止されたことにより東京の持続可能な農業への影響が懸念されます。新潟県、埼玉県、兵庫県では主要農産物種子の生産に関する条例の制定が県議会で可決されました。東京都でも持続可能な都市農業が後退することのないように具体的な取組みをお願いします。

III 都民の安全・安心なくらしの確保と持続可能な社会づくりに向けて

1. 首都直下地震への備えや近年多発する局地的集中豪雨や台風などによる被害に対する備えをより強化するとともに、都民の防災意識の向上を図ってください。

(1) 各地で起きた豪雨による災害では、ハザードマップが住民に認識されていなかったことが今後の防災対策の課題の一つになっています。区市町村や町内会、そして、災害支援に取り組むNPO、ボランティア団体や生活協同組合などと連携し「ハザードマップ」や「東京防災」、「東京くらし防災」を活用して都民の防災意識の向上を図ってください。「東京くらし防災」

は、東京都が行なったアンケートで、防災対策として「具体的な方法がわからない」という人が50%以上だったことを受けて作成されました。女性の視点で大変わかりやすい内容となっていますので、さらに多くの人に届くようにしてください。

- (2) 災害時の非常食の備えの方法としてローリングストック法を都民に普及してください。また、小中学校の給食センターなどの公共施設でもローリングストック法に取り組んでいる先進事例を参考に取組みを検討してください。また、都や各自治体の備蓄食品について、いざという時にだれもが食することができる非常食であるか検討が必要ではないでしょうか。そして、東京都の防災用の備蓄食品を有効活用する取組みを継続してください。

2. スマートエネルギー都市の実現を目指した都市エネルギー施策を推進し、持続可能な社会づくりに向けて積極的な取組みをすすめてください。

原子力発電については、現状は様々な世論調査を見ても原発再稼働について反対が賛成を大きく上回っています。原子力発電に依存しない持続可能な社会を実現させるために、再生可能エネルギーの積極的導入・拡大と住宅や家電製品などのさらなる省エネを進めるための省エネ教育の推進や、現在取り組んでいるLED電球のさらなる普及など都民とともに構築してください。

3. プラスティック削減の対策を進めてください。

プラスチックによる海洋汚染が世界的に問題になっています。持続可能な海洋資源の維持や野生生物の保護のための対策が世界各国で始まっています。マイクロプラスチックの発生源ともなっているプラスチック削減を条例制定も視野に入れ対策を進めてください。

また、国に対しても法律の制定を働き掛けてください。

4. 東日本大震災の復興のため、被災地・被災者・福島支援の取組みを引き続き進めてください。

現在は、どこに居住していようと災害に遭う時代です。東日本大震災から7年半余りになりましたが東日本大震災の被災者の支援は十分とは言えません。都内に避難している人に対して、自立支援の継続や、就労対策、住宅の供与期間の延長措置等、他の道府県の手本となるような支援の制度を考えてください。

以上